

福祉保健課

子どもの聞こえが気になる保護者の方へ
難聴児補聴器購入費助成事業が始まります

軽度の難聴は周りからは聞こえているように見えるため、聞こえが悪いことが気づかれにくい場合があります。しかし、「音として」聞こえていても、「言葉として」明瞭に聞こえていないため、そのままにしておくと言語の遅れや発音の誤りなど言語の発達に支障をきたすこともあります。

このような難聴児の方は早期に補聴器をつけることで、言語の発達やコミュニケーション能力を高めることができます。

町では、こうした子どもの言語習得やコミュニケーション能力向上を高め、補聴器の購入費用の助成を行います。

助成対象・条件 ● 町内に居住し、身体障害者手帳の交付対象とならない程度（両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満）の18歳未満の難聴児の方

助成額 ● 補聴器購入費用の3分の2（千円未満切捨て）

申込方法 ● 補聴器を購入する前に役場福祉保健課へ申請をしてください。

※医師からの補聴器交付意見書なども必要となりますので、事前にご相談ください。

身体障害者自動車改造費助成事業のお知らせ

町では、身体障害者が就労などに伴い自ら所有し運転する自動車を改造する場合、その自動車改造に要する費用の一部を助成しています。

助成対象・条件

- 町内に居住し、次のいずれにも該当する方
- ※原則として対象者一人につき1車両1回限り
- (1)身体障害者（1級から3級までの上肢、下肢又は体幹機能障害者）
- (2)就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車を改造することで、社会参加が見込まれる方

(3)前年の所得税課税所得金額が特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方

助成額 ● 操作装置及び駆動装置等の改造に要した費用（上限10万円）

申込方法 ● 自動車の改造前に役場へ申請をしてください。

※改造費用の見積などの書類も必要となりますので、事前にご相談ください。

8月1日から父子家庭の父親にも児童扶養手当が支給されます

ひとり親家庭の自立を支援するため、8月1日から父子家庭の父親にも児童扶養手当が支給されます。詳細は次号の広報紙でお知らせします。また、対象となると思われる方には個別に通知します。

支給要件

次の①～⑤に該当する子どもを父親が監護し、かつ生計を同じくしている場合に支給されます。

- ①父母が離婚した子ども
- ②母親が死亡した子ども
- ③母親が一定程度の障がいをもつ子ども
- ④母親の生死が明らかでない子ども
- ⑤その他（母親に1年以上遺棄または拘禁されている子ども、母親が婚姻によらずに懐胎した子どもなど）

受給手続き

役場への申請が必要です。申請方法や受付開始日は後日お知らせします。

平成22年7月31日までに支給要件に該当している父親
11月30日まで申請をすれば8月分から支給されます。
(支給は12月からです)

平成22年8月1日以降11月30日までに
支給要件に該当する方

11月30日まで申請をすれば要件に該当した日の翌月分
分から支給されます。

※11月30日を過ぎると申請の翌月分からの支給になります

問い合わせ ● 福祉保健課 福祉班 ☎0187-84-4907

住民生活課

粗大ごみの有料化が10月から始まります

粗大ごみの有料化が10月から始まります。無料で収集できるのは今年の8月が最後になりますので、ご注意ください。有料化後の申込先や申込方法は次のとおりです。

粗大ごみ収集の申込について

受付期間 ● 収集日の10日前から3日前までの1週間

受付時間 ● 午前8時30分から午後5時まで

申込方法 ● 電話でお申し込みください

申込先 ● シルバー人材センター
(中央行政センター(旧役場六郷庁舎)内)
☎0187-84-0307

粗大ごみの収集期間と収集回数について

収集期間 ● 4月から11月まで（冬期間を除く）
※今年10月と11月の2回です。

収集回数 ● 毎月1回
※千畑、六郷、仙南の各地区で収集日が異なります。

粗大ごみ収集券はシール方式です

粗大ごみ収集券は5枚組（200円証紙×5枚）で1組単位での販売を予定しています。収集日や料金などの詳細は8月に「粗大ごみの出し方マニュアル」を全戸配布しますので、ご覧ください。

有料化後の粗大ごみ収集までの流れ

収集日の10日前から3日前まで
シルバー人材センターに電話で申し込む。

- ・住所、氏名（世帯主）、電話番号、ごみの種類と個数をお伝えください。
- ・シルバー人材センターから粗大ごみの収集に必要な料金（粗大ごみ収集券の枚数）と収集日時について説明があります。

収集日の前日まで
粗大ごみ収集券を購入する。

※粗大ごみ収集券は9月より粗大ごみ収集券販売店にて販売します。なお、販売店は詳細が決まり次第、広報紙などでお知らせします。

収集日当日
粗大ごみ収集券を貼った粗大ごみを
指定された時間までに玄関先などに出す。

7月1日から住宅用火災警報器の購入費用に補助金を交付します

交付の基準 ● 次の①から③すべてに該当すること

- ①町内に住所を有し、平成18年6月1日以前に建築された自己所有住宅に居住している方
- ②鑑定合格証(NSマーク)が付いているもの
- ③町内の販売店で購入したもの

補助金の額 ● 購入費用の2分の1以内(上限5,000円)
※1世帯につき1回限り

手続方法 ● 購入後に次の書類をお持ちのうえ、役場住民生活課に申請してください。

- ①住宅用火災警報器購入費補助金交付申請書
- ②商品の【領収書】と【製品カタログ等】の写し
- ※領収書は購入書の氏名が書かれたもの（レシートは不可）

申請書は住民生活課の窓口へ備え付けています。また、町のホームページからもダウンロードできます。

大切な命や財産を守るため
住宅用火災警報器を設置しましょう

既存住宅は平成23年5月31日まで
設置が必要です。

設置場所 ● 寝室、階段
※台所は設置義務ではありませんが、火を扱う場所ですので、できる限り設置するよう努めてください。

問い合わせ ● 住民生活課 環境安全班 ☎0187-84-4903